

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月12日（金）16:42～16:49
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 山下 泰徳 文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室長
若林 徹 文部科学省初等中等教育局教職員課専門官

<事務局>

- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 特別免許状付与の拡大等による外国人等の外部人材活用促進のためのデータベース整備について
- 3 閉会

○塩見参事官 それでは、少し時間が押して大変申しわけございませんでした。次は、特別免許状付与の拡大ということで、これまでも御議論いただいております。特別免許状付与の拡大のためにデータベースをつくるというところまで、おおむね議論がまとまってきているわけですが、前回のワーキングのときには、こういったデータベースを使う取り組みを特区の事業として制度的に位置づけられないかというようなことで検討をお願いしていたところでございます。本日、回答をいただいておりますので、この件について御議論をお願いしたいと思います。

それでは、座長、お願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○山下室長 文部科学省の教職員課でございます。

いつものようにお手元に回答のメモをつくらせていただいております。文部科学省とい

たしましては、以前より、学校外の人材の活用を一層進めるといような観点でいろいろ取り組みをやってきておるところでございますけれども、来年度に向けて現行制度の枠組みのもとで、意欲ある自治体等において、外部人材のデータベースの構築、人材の研修、人材のマッチングを行うような取り組みをモデル事業として全国的に手を挙げていただける自治体に対して実施をしたいということを考えているところでございます。

したがいまして、この会議の中でもたびたび出てございますけれども、特区の認定を受けている自治体等においても、こういうモデル事業について御関心をお持ちのところは、ぜひお手を挙げていただければと思っておりますし、逆に言えば、もしそのような意欲のある自治体等があれば、私どものほうにもぜひ御紹介をいただければと考えているところでございます。

現時点で申し上げることは以上でございます。よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

ということは、特区とは別な制度でやりたいと。

○山下室長 モデル事業で全国的に実施をしていきたいと思っております。

○八田座長 わかりました。

原委員。

○原委員 構造改革特区の話はこれまでもお話ししてきましたけれども、その特例措置と、このモデル事業が組み合わされるといことも考えられるわけですね。

○山下室長 その意味合いというのは、どういう感じでございますでしょうか。

○原委員 都道府県から市町村に、市でしたか、町村まででしたか、権限委譲がなされた場合。

○山下室長 830特区を活用されているケースだと思いますが、そうした自治体がこのモデル事業に応募したいと言った場合には、もちろん対象に当然含まれると思います。

○原委員 今回もともと御提案のあった自治体さんなども、市のレベルで御提案されているところがあるので、そういうところは既存の構造改革特区の特例を使いながら、このモデル事業も使うということが想定される。

○山下室長 そうですね。これも両方御利用いただければ、非常に取り組みが進む可能性はあると思います。

○原委員 第一歩、それができるのは結構なことではないでしょうか。

○八田座長 では、これで大体いいということですかね。

この2番目ののは、区域会議での議論を踏まえて早急を実施するということだから。

○山下室長 福岡市を特に念頭に置かれていたのかと記憶しておりますけれども、もし、福岡市においてもこの事業に御関心があるということであれば、我々も必要な情報提供などはできると思っておりますし、いろいろと意見交換などをさせていただくことは可能だと思います。

○八田座長 文科省さんとしては、特区でやる必要はないのだから、普通にモデル事業で

やってくださいという話ですね。

○原委員 このモデル事業自体は特区には限らないということですが、ただ、先ほどのように構造改革特区と組み合わせるということをやり、それから、区域会議でもそれは国家戦略特区の枠組みの中で議論していいと思いますので、そういうことかと思いますが。

○八田座長 構造改革特区の。

○原委員 その特例措置を活用するというのは別に。

○八田座長 それは区域会議と関係があるのですか。

○若林専門官 特区も排除はもちろんしませんが、逆に言うと、特区でなければこの事業に手を挙げられないとなると、それは対象が限定された事業になってしまうので、我々も、区域会議でどういったことを議論するのかというイメージを余り持っていなかったのですが、個別に相談には乗りたいという趣旨で今までもお話はさせていただいております。

○原委員 区域会議は国と自治体と民間とで一緒になって、特区内でやる事業についての方向性を決めていくという場ですけれども、そこで議論すること自体は排除されませんね。

○山下室長 それは別に、特区としてこういうものを提案しようというだけではなくて、区域会議において、今実施されていらっしゃる特区の取り組みをさらに押し進めていくために、こういった国のモデル事業を活用しようといった議論をされることも、一向に構わないと思いますが。

○原委員 文科省さんとしては、とにかく特区だけしかこれできませんということになってしまうと困りますということだと理解しました。

○山下室長 先ほどの830特区などが代表例だと思いますけれども、私どもは特区として認定されている自治体が、その取組を推し進めるためにこのモデル事業を活用したいという意向をお持ちであれば、それを排除するつもりは全くないということでございます。

○原委員 教育の分野では国家戦略特区で、それ以外の特例措置、例えば公設民営の措置というのもありますので、そういったものと組み合わせる余地が今後、将来的にはあるのかもしれない。現時点ではこの話は福岡が主に言われていますけれども、今後そういったさらなる特例措置を拡大していくという可能性も含めて、区域会議で議論しながらやっていくといいのかなと。そこは多分、文科省さんにとっても方向性は一致する話だと思います。

○八田座長 それでは、とにかく全国でモデル事業としてできて、それを構造改革特区でも、この区域会議でもいろいろ利用することはできますよということですね。

○原委員 はい。

○八田座長 どうもありがとうございました。